

春日部市営繕工事情報共有システム実施要領

(目 的)

第1条 本要領は、春日部市が発注する営繕工事において、情報共有システムを実施するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

一 営繕工事

本要領における営繕工事とは、「春日部市建築工事積算基準」及び「春日部市建築工事共通費積算基準」を適用して積算し、「春日部市工事監督要綱」を適用した工事をいう。

二 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

三 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も情報の共有が可能である。

四 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員及び発注課所の関係者も各種情報の共有が可能である。

五 帳票

本要領における帳票とは、工事施工中に必要となる書類全般をいう。具体的には、春日部市工事監督要綱第9条で規定する書類及びその添付資料とし、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」、「確認」等の行為に必要なもののことをいう。

なお、情報共有システムによる書類等の提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した書類等は「署名・押印」がなくても有効とする。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては書類等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各書類に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 対象は、原則、当初設計金額1億円以上の建築工事又は当初設計金額4千万円以上の電気、管工事、若しくは当初設計金額によらず受注者が希望する工事とする。

2 発注者は、工事を公告するにあたり、別紙記載例を参考に公告文及び特記仕様書に情報共有システム活用の対象工事について明示する。

- 3 発注者は、情報共有システム利用によって業務効率化が見込めないものは受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。なお、その場合においても電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではない。
- 4 発注者は、受注者が希望する工事において、受注者から実施について契約後希望があり、発注者と受注者の協議が整った場合のみ、情報共有システムの活用を認めるものとする。

(対象とする帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする帳票は、別紙「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする帳票の決裁)

第5条 対象とする帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙「情報共有システム対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(検査後の帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、工事完成時に電子媒体（SDカード等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態とする。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 情報共有システム提供方式はASP方式とする
 - 二 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの（国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件 2019年営繕工事編対応状況一覧表」参照）
 - 三 第4条で定めた帳票について、春日部市建設工事標準請負契約約款及び春日部市工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの。（対象様式は、別紙「情報共有システム対象書類一覧表」参照）。ただし、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。
 - 四 検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。
 - 五 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの
- 2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間

で協議し決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積上げ計上することとする。受注者が希望する工事において情報共有システムの活用を認めた工事は、共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

2 各発注課所は、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、本要領によらず情報共有システムの適用範囲及び要件等について、別途定めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

【すべての工事】

第〇〇条 情報共有システムの活用について

「春日部市営繕工事情報共有システム実施要領」第3条第1項に示す工事については、情報共有システムを活用するものとする。ただし、同要領第3条第3項に該当する場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「春日部市営繕工事情報共有システム実施要領」に基づくものとするので予め市のウェブページを参照すること。

URL : <https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/29511.html>

(参考) 公告文の記載例

【情報共有システム：発注者が指定する工事】

記載欄	記載内容
その他留意事項	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。

(参考) 公告文の記載例

【情報共有システム：発注者が指定する工事を除くすべて】

記載欄	記載内容
その他留意事項	本工事は、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議に基づき、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用することができる工事である。